

令和8年度

松川町児童館・放課後子ども教室の利用について

(1) 児童館と放課後子ども教室

(2) 児童館の利用について

- ① 事業計画
- ② 手続き・申込みについて
 - ・電子申請について
 - ・口座振替依頼書記載方法について

(3) 放課後子ども教室の利用について

- ① 事業計画
- ② 手続き・申込みについて
 - ・電子申請について

(4) その他

保育サポートについて

申込締切　・・・　1月30日（金）※厳守

児童館と放課後子ども教室

	児童館 (放課後児童クラブ)	放課後子ども教室
趣旨	就労等により、放課後留守家庭の児童の安全な生活と遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る。	学校や公共施設を活動拠点として、友達と好きな遊びを楽しんだり、地域の方の参加を得ながら、学習や、スポーツ、文化活動等の体験をします。
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生～6年生 <p>※放課後に保護者が就労等で留守または、高齢者や障害者の介護等で放課後保育できない家庭の児童。</p> <p>・定員(通常利用) 名子児童館 120名 上片桐児童館 50名</p> <p>※定員に達した場合、低学年を優先し、高学年のご家庭はご相談させていただくことがございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央小……1年生・2年生のみ ※児童館登録児童の重複利用はできません。 (但し、夏休みなどの長期休業及び農繁期の指定月による児童館利用の場合は可) ・北小……1年生～6年生 (高学年は、イベント時の年数回)
受入時間	<p>月曜日～金曜日 (下校～18時00分まで。 希望で19時00分までの延長あり。) 土曜日 (8時00分～18時00分) ※長期休暇・振替休業に特別保育あり</p>	<p>学校の授業日 (放課後～下校時刻まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央小……火・木 ・北小……火・木 <p>(北小学校高学年は、イベント時の年数回)</p>
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・名子児童館 ・上片桐児童館 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央小……町民体育館内 ・北小……北小学校内
利用料	<p>月額 2,000円 (基本料金) 延長 基本料金に500円増 土曜日利用 基本料金に500円増 長期休業(夏・春)のみ 各2,000円 長期休業(冬)のみ 1,000円</p>	無料
手続き	<p>「ながの電子申請サービス」による申請 ※各証明書が確認できない場合は「仮登録」として受けますが、<u>利用できるのは各証明書確認後</u>となります。 ※利用開始後に異動のある場合(退館・休館・保育時間変更等)は、<u>所定の申請用紙</u>にて速やかに申し出て下さい。</p>	<p>「ながの電子申請サービス」による申請 ※年度途中に申込内容に変更のある場合は、<u>教育委員会事務局へ連絡して下さい。</u></p>
傷害保険	町費にて加入	町費にて加入

令和8年度 児童館の利用について

1 児童館事業計画

(1) 目的

少子化、核家族化、共働き家庭の増加が一般化するに従い、学校に入学した児童の放課後の健全育成に対する支援が必要になってきました。名子児童館、上片桐児童館において放課後児童クラブとして児童の受け入れを行い、安全な生活と遊びの場を提供し児童の健全育成を図ります。

(2) 対象児童 *申込期間中の入館申込みが必要です。

- ・小学校1年生～6年生までの児童で、放課後保護者が就労、介護、看護等で保育に欠ける児童
- ・長期休業中のみの入館希望児童も上記の保育に欠ける児童。
- ・定員(通常利用) 名子児童館…120名 上片桐児童館…50名

※各児童館の定員に達した場合、低学年のご家庭を優先し、高学年のご家庭はご相談させていただくことがございます。ご承知おきください。

(3) 児童館受け入れ日数と休日等について

①開館日 月曜日から土曜日

②休館日

- ・日曜祝日
- ・新年度準備日：令和9年3月31日(水)
- ・夏季休館(お盆期間中)
- ・年末年始休館
- ・その他休館させていただく場合は事前にご通知いたします。

③特別保育・学校夏休み、冬休み、春休み期間

- ・新入児童：令和8年4月1日(水)より学校給食が始まるまでの期間
- ・6年生：卒業式以降 令和9年3月30日(火)まで(春休み期間中)
- ・小学校振替休業(8:00～)：通常登録児童のみ

④土曜保育・土曜日の受入れは、名子児童館で合同保育です。

(4) 児童館受入れ時間

・月曜日～金曜日 13時30分～18時00分(延長希望者は19時00分まで)

・土曜日 8時00分～18時00分

・その他、特別保育や学校の行事によって、この限りではありません。

・18時00分を過ぎた場合は、延長保育となり延長料金をいただきます。

・閉館は、19:00です。時間厳守でお願いいたします。

・児童の安全のため、特別な事情がない限り送り迎えが原則です。

(5) 長期休業中の特別保育について(8時00分～18時00分)(延長登録者は19時00分まで)

・長期休業が近づきましたら、児童館より配られる特別保育申込書にて、改めて申込んでいただきます。

・人数により、2館合同による名子児童館での保育や、中央小学校や改善センター等の施設を利用し、保育を行う予定です。

・児童の安全のため、特別な事情がない限り送り迎えが原則です。

・特別保育(長期休業中)のみ保育を希望される方の利用料は(6)をご覧下さい。

・利用申込の状況によっては利用できる人数に制限を設ける場合があります。

(6) 利用料

- ・月額 2,000 円で日割り計算は行いません。(土曜日は 500 円増、延長は 500 円増です。)
- ・納入は、利用月の月末口座振替です。
- ・特別保育のみ
 - 春休み…2,000 円 (納入月：6 年生は 3 月、2~5 年生は 4 月)
 - 春休み(4 月のみ)…1,000 円 (納入月：4 月)
 - 夏休み…2,000 円 (納入月：8 月)
 - 冬休み…1,000 円 (納入月：1 月)
- ・口座の変更、退館・休館・保育時間変更をされます方は、変更希望月の前月末日までに所定の申請用紙にて、速やかに申し出てください。(各児童館・教育委員会事務局に用紙有)

※退館届、休館届、変更届（利用時間、住所や勤務先変更等）は都度ご提出ください。ご提出がない場合は児童館の利用の有無にかかわらず登録された内容の利用料を納付していましただきます。登録児童に合わせた人員配置をしているためご了承ください。

2 児童館利用申込みについて

(1) 「ながの電子申請サービス」による電子申請

- ・1 人に対し 1 申請になります。入館希望人数分の申請をしてください。
- ・新たに入館希望の方は、口座振替依頼書を提出していただきます。
今までに児童館利用料口座振替の登録をされた方は手続きの必要はありません。
- ・入館が必要な事由の各証明書の提出方法は、電子申請申込時に添付、メールによる提出、用紙による提出が可能です。ご都合の良い方法でご提出ください。
- ・メールで各種証明書をご提出される方は、下記のメールアドレスまでお願いいたします。
<jidoukan-sinsei@town.matsukawa.lg.jp>
メールの件名は「児童名(新学年) 証明書名」としてください。本文の入力は不要です。
例：松川 一郎(1 年) 就労証明

※兄弟で申し込まれるご家庭は、上のお子さんのお名前を入力してください。

- ・各証明書の提出が申込締切までに間に合わない場合は、児童調査票タブの「その他」にご入力ください。仮登録として受付けしますので、証明書取得後、速やかにご提出ください。
- ・指定月を利用されたい方は、児童調査票タブの「その他」にご入力ください。
- ・申請内容に不備があった場合、ご連絡をさせていただく場合がございます。

※前年度から継続利用される場合も、入館申請が必要です。

※長期休業中の特別保育のみ利用される場合も、入館申請が必要です。

(2) 申請に必要な証明等

入館を必要とする事由	証明書の種類
就労	就労証明書(児童館申込用) 保護者人数分 ※令和 8 年度保育園入園申し込み、または現況届を提出されている方は不要
疾病・障害	医師の証明書(診断書) または障害者手帳等のコピー
介護・看護	診断書等看護、介護をしていることが分かる書類

(3) 申込締切 **1 月 30 日【金】※厳守** (※特別保育のみ申込みの場合も同日締切)

(4) 紙による各証明書提出場所 教育委員会事務局(役場 6 番窓口) 平日 8:30~17:15

(5) 入館決定 審査後、年度内に文書にて通知いたします。(審査のうえ、放課後家庭保育可能と判断した場合は、入館をご遠慮していただくことがございます。)

(6) 勤務先変更に伴う手続きについて

- ・勤務先が変更になる場合、速やかに松川町教育委員会事務局にご連絡ください。
新たな勤務先の就労証明の再提出が必要になります。
緊急連絡先等でも必要になりますので、忘れずご連絡ください。

松川町町税等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）

取扱金融機関 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記町税等について、松川町長から納付書が送付されたときは納付書記載の金額を
下記の預貯金口座から口座振替により納付してください。

金融機関に届けてある住所の記入をお願い

①どなたの預貯金口座から引き落としますか？（金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方にご記入ください）

します

口座名義人	住所	松川町〇〇〇	届出印	松川	※届出印は3枚目まで押印して下さい	
	フリガナ	マツ カワ タロウ				
	氏名	松川 太郎				
金融機関	八十二銀行		本店	預金種別	①普通 ②当座	
	飯田信用金庫		支店	口座番号	左詰めでご記入ください	
	アルプス中央信用金庫		本所		1 2 3 4 5 6 7	
	みなし信州農業協同組合		支所			
	長野銀行		出張所			
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号	振替開始予定期		
	1 0 の			月		
払込先加入者名：松川町会計管理者			振替先口座番号：00500-1-24181			

②どなたの税・料金を引き落としますか？児童館利用料以外には〇をしないで下さい

①住民税（括・期別） ②軽自動車税 ③介護保険料
 ④国保税（世帯主名をご記入ください） ⑤後期高齢者医療保険料 児童館申込書記載の保護者名と同じに
 ⑥固定資産税（括・期別）（土地・家屋の所在地、名義をご記入ください） 共有名義の場合は「〇〇・〇〇」と一括に正確にご記入ください

⑦保育料（保護者名をご記入ください） ⑧児童館利用料（保護者名をご記入ください）
 ⑨上下水道料（水道の所在地） 水栓番号

住所	<input checked="" type="checkbox"/> 口座と同じ 松川町〇〇〇	生年 月日	大正 昭和 平成	〇年〇月〇日
フリガナ	マツ カワ タロウ			
納付者	<input checked="" type="checkbox"/> 口座と同じ 松川 太郎	電話 番号	携帯	000-0000-0000
		自宅		〇〇-〇〇〇〇

①住民税（括・期別） ②軽自動車税 ③介護保険料
 ④国保税（世帯主名をご記入ください） ⑤後期高齢者医療保険料
 ⑥固定資産税（括・期別）（土地・家屋の所在地、名義をご記入ください） 共有名義の場合は「〇〇・〇〇」と一括に正確にご記入ください
 ⑦保育料（保護者名をご記入ください） ⑧児童館利用料（保護者名をご記入ください）
 ⑨上下水道料（水道の所在地） 水栓番号

住所	<input checked="" type="checkbox"/> 口座と同じ	生年 月日	大正 昭和 平成	年 月 日
フリガナ				
納付者	<input checked="" type="checkbox"/> 口座と同じ (JC:)	電話 番号	携帯	
		自宅		

口座名義人と児童館
申込者が同一の場合は
チェックを入れて下さい

不備返却事由	1 預金取引なし 2 記載事項等相違 (店名 預金種目 口座番号 口座名義) 3 印鑑相違 4 印不鮮明 5 その他 ()	金融機関 コード					
		検印	印鑑照合		係員		

金融機関保管用

令和8年度 放課後子ども教室の利用について

1 放課後子ども教室事業計画

(1) 目的

学校の空き教室等を利用して、放課後の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保し、学年の異なる子どもたちの遊び場の提供をする。地域の方々の参加を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などに取り組む。

(2) 対象児童 *入校申込みが必要です。

- ・中央小学校…1年・2年生 ※児童館登録児童の重複利用はできません。
ただし、児童館を長期休みのみや、農繁期の指定月のみ利用児童は可。
- ・北小学校 …1年～6年生 ※児童館入館児童も可。

(3) 放課後こども教室実施日 開校日・学校の授業日

- ・中央小…火・木
- ・北小 …火・木

(北小4年生～6年生の高学年はイベント時の年数回の実施となります。

年間日程が決まり次第ご連絡いたします。)

※学校行事、実施場所の都合により、休校する場合もあります。

(4) 受入れ時間 授業終了後から下校時刻まで

(5) 実施場所 (変更になる場合は事前にご通知いたします)

- ・中央小学校…町民体育館体力相談室等
- ・北小学校 …体育館2階ミーティングルーム

(6) 利用料 無料

(7) 放課後子ども教室での生活

- ・授業終了後、各自で実施場所に集合し、学習や遊び、体験教室等活動します。
- ・終了は、各学校の下校時間まで。

2 利用申込みについて

(1) 「ながの電子申請サービス」による電子申請

- ・一つの申請で入校希望人数分の申請が可能です。

(2) 申込締切

1月30日【金】

(3) 入校決定 入校決定者には年度内に決定通知書をお送りします。

(4) 勤務先変更に伴う手続きについて

- ・職業、勤務先が変更になる場合、速やかに松川町教育委員会事務局にご連絡ください。緊急連絡先等でも必要になりますので、忘れずご連絡ください。

(6) 子ども教室を途中でやめる場合について

- ・松川町教育委員会事務局までご連絡ください。

松川町保育サポート事業

保育サポート事業とは、援助を受けたい方と援助を行いたい方(または両方に該当する方)を組織化し、相互援助活動により子育てを支援することを目的とした事業です。

< 会員について >

以下の条件を満たしたうえで、保育サポート事業の各会員として登録された方

【依頼会員】・・・援助を受けたい方

●町内に住所又は勤務先を有する、生後4ヶ月から18歳までのこどもと同居する保護者の方

【提供会員】・・・援助を行いたい方

●町内に住所を有する18歳以上の方で、事務局が実施又は指定する講座を修了した方

【両方会員】・・・援助を受けたり、行ったりしたい方

●上記、両方の条件を満たす方

< 支援内容 >

□ 保育園、小・中・高等学校、児童館等の時間外の保育・送迎

□ 長期休暇中(夏休み等)の保育(ただし、生後6ヶ月~とする)

□ 軽度の病気、又は病気の予後の保育

□ 保護者の通院や外出時の保育

※病児については、医師の診断を原則とします(感染症等の場合はお預かりできません。)

※宿泊を伴うお預かりはできません。



< 利用料金 >

月曜日~土曜日	7:00~19:00	1,200円／1時間
	上記以外	1,300円／1時間
日曜日・祝祭日・年末年始		1,300円／1時間
病児(曜日・時間帯にかかわらず)		1,300円／1時間
交通費(提供会員のガソリン代)	事業実施のために提供会員が要した移動距離(km)×37円	
食事・おやつ等	原則として依頼会員が用意する。 提供会員に用意してもらった場合は、実費を支払う。	

※利用料金のうち、900円／1時間は町からの補助があります。

< 利用方法 >

□ 事前に会員登録が必要です。事務局へ申し込みをし、支援日時をご相談ください。

□ 事務局で、依頼会員のご要望に適した提供会員を選任します。

□ 初対面の会員同士の場合、事務局立会いのもとで対面にて事前打ち合わせを行います。

□ 支援終了後、現金にて提供会員に利用料金及び交通費をお支払いいただきます。

※詳しくは事務局へお問合せください。

【事務局】 子育て支援センターおひさま(松川町上片桐1077)

TEL:37-3303 E-mail:kosodateshien@town.matsukawa.lg.jp

松川町こども家庭センター(松川町元大島3823 松川町役場5番窓口)

TEL:36-7034 E-mail:hohuku@town.matsukawa.lg.jp